

川崎天然ガス発電所

環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成14年7月

川崎天然ガス発電株式会社

環境影響評価方法書の公告及び縦覧

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 公告の日

平成 14 年 5 月 17 日（金）

2. 公告の方法

平成 14 年 5 月 17 日（金）付で、下記新聞に案内広告を掲載し公告した。（別紙－1 参照）

- ・朝日新聞（日刊：5 月 17 日 35 面 第一県版面）
- ・読売新聞（日刊：5 月 17 日 6 面 外電面）
- ・毎日新聞（日刊：5 月 17 日 29 面 第一社会面）
- ・産経新聞（日刊：5 月 17 日 31 面 第一社会面）
- ・日本経済新聞（日刊：5 月 17 日 37 面 地域経済面）
- ・神奈川新聞（日刊：5 月 17 日 25 面 第一社会面）

3. 縦覧期間

平成 14 年 5 月 17 日（金）から平成 14 年 6 月 17 日（月）まで

なお、縦覧期間終了後も 7 月 1 日（月）まで閲覧を実施。

4. 縦覧場所及び縦覧者数

- ① 縦覧場所：39 箇所（別紙－2 参照）
- ② 縦覧者数：42 名（縦覧者名簿記載者数）

II 環境影響評価方法書への意見の把握

1. 意見の提出期間

平成 14 年 5 月 17 日（金）から平成 14 年 7 月 1 日（月）まで

2. 意見の提出方法

川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所への書面による意見の郵送

3. 意見の提出状況

提出された意見書は、1 通（意見数：8 件）であった。また、その他の意見（環境の保全の見地以外）が 1 通あった。

III 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解については、別紙－3 に記載のとおりである。

朝日新聞、読売新聞

【お知らせ】
環境影響評価法に基づき、川崎天然ガス発電所に係る「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成十四年五月十七日
川崎天然ガス発電株式会社

【事業者の氏名及び住所】
名称 川崎天然ガス発電株式会社
代表者 代表取締役社長 前島 博
住所 東京都港区西新橋二丁目三番十二号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 川崎天然ガス発電所
種類 ガスタービン及び汽力
規模 九十万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】
神奈川県川崎市川崎区扇町十二丁目
日石三菱株式会社川崎事業所構内

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
神奈川県川崎市川崎区幸区／中原区
神奈川県横浜市鶴見区／神奈川区／西区／中区／港北区
東京都大田区／品川区

【縦覧場所】
神奈川県環境農政部環境計画課（横浜市中央区日本大通二）
川崎市環境局環境計画課（川崎市川崎区宮本町二）
川崎区役所（川崎市川崎区東町八）
大師支所（川崎市川崎区東門前二）
田島支所（川崎市川崎区綱島通一三三七）
幸区役所（川崎市幸区戸手本町一）
日吉出張所（川崎市幸区南加瀬一）
神奈川県川崎市民センター（川崎市幸区堀川町五八〇）
中原区役所（川崎市中原区小杉町三二四四）
横浜市環境保全局調整部環境影響審査課（横浜市中央区港町一）
鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央三三〇一）
神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町三一八）
西区役所（横浜市西区中央一五五〇）
中区役所（横浜市中央区日本大通三五）
港北区役所（横浜市港北区大戸町二六）
東京都環境局環境計画課（新宿区西新宿一八）
第一本庁舎北塔三五階）
大田区まちづくり推進部環境保全課（大田区蒲田五三三）
他大田区八特別出張所／品川区環境清掃事業部環境課（品川区広町二一三）
大井第一地域センター（品川区南大井二二六）
八潮地域センター（品川区八潮五一〇一七）

川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所（川崎市川崎区小川町六一）
東京ガス川崎ビル（同）
△縦覧期間 平成十四年五月十七日（金）から平成十四年六月七日（月）まで（土曜日、日曜日、閉庁日は除く。ただし、川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所については、日曜日は除く。）なお、縦覧期間終了後も七月一日（月）まで閲覧できます。
△縦覧時間 執務時間内とします。

【意見書の提出】
「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からの意見を
お持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。
【意見書の記載事項】
イ、氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ロ、提出の対象である方法書の名称
ハ、方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）
【意見書の期限】
平成十四年七月一日（月）まで（提出最終日消印有効）

意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒210-0023 神奈川県川崎市川崎区小川町六一
東京ガス川崎ビル六階
川崎天然ガス発電株式会社
川崎事務所 TEL044(211)7136（代表）

毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、神奈川新聞

【お知らせ】
環境影響評価法に基づき、川崎天然ガス発電所に係る「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成十四年五月十七日
川崎天然ガス発電株式会社

【事業者の氏名及び住所】
名称 川崎天然ガス発電株式会社
代表者 代表取締役社長 前島 博
住所 東京都港区西新橋二丁目三番十二号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 川崎天然ガス発電所
種類 ガスタービン及び汽力
規模 九十万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】
神奈川県川崎市川崎区扇町十二丁目
日石三菱株式会社川崎事業所構内

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
神奈川県川崎市川崎区幸区／中原区
神奈川県横浜市鶴見区／神奈川区／西区／中区／港北区
東京都大田区／品川区

【縦覧場所】
神奈川県環境農政部環境計画課（横浜市中央区日本大通二）
川崎市環境局環境計画課（川崎市川崎区宮本町二）
川崎区役所（川崎市川崎区東町八）
大師支所（川崎市川崎区東門前二）
田島支所（川崎市川崎区綱島通一三三七）
幸区役所（川崎市幸区戸手本町一）
日吉出張所（川崎市幸区南加瀬一）
神奈川県川崎市民センター（川崎市幸区堀川町五八〇）
中原区役所（川崎市中原区小杉町三二四四）
横浜市環境保全局調整部環境影響審査課（横浜市中央区港町一）
鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央三三〇一）
神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町三一八）
西区役所（横浜市西区中央一五五〇）
中区役所（横浜市中央区日本大通三五）
港北区役所（横浜市港北区大戸町二六）
東京都環境局環境計画課（新宿区西新宿一八）
第一本庁舎北塔三五階）
大田区まちづくり推進部環境保全課（大田区蒲田五三三）
他大田区八特別出張所／品川区環境清掃事業部環境課（品川区広町二一三）
大井第一地域センター（品川区南大井二二六）
八潮地域センター（品川区八潮五一〇一七）

川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所（川崎市川崎区小川町六一）
東京ガス川崎ビル（同）
△縦覧期間 平成十四年五月十七日（金）から平成十四年六月七日（月）まで（土曜日、日曜日、閉庁日は除く。ただし、川崎天然ガス発電株式会社川崎事務所については、日曜日は除く。）なお、縦覧期間終了後も七月一日（月）まで閲覧できます。
△縦覧時間 執務時間内とします。

【意見書の提出】
「環境影響評価方法書」について環境の保全の見地からの意見を
お持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。
【意見書の記載事項】
イ、氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ロ、提出の対象である方法書の名称
ハ、方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）
【意見書の期限】
平成十四年七月一日（月）まで（提出最終日消印有効）

意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒210-0023 神奈川県川崎市川崎区小川町六一
東京ガス川崎ビル六階
川崎天然ガス発電株式会社
川崎事務所 TEL044(211)7136（代表）

縦覧場所：39 箇所

- ・ 神奈川県環境農政部環境計画課
- ・ 川崎市環境局環境評価室
- ・ 川崎市川崎区役所
- ・ 川崎市川崎区役所大師支所
- ・ 川崎市川崎区役所田島支所
- ・ 川崎市幸区役所
- ・ 川崎市幸区役所日吉出張所
- ・ 神奈川県川崎県民センター
- ・ 川崎市中原区役所
- ・ 横浜市環境保全局調整部環境影響審査課
- ・ 横浜市鶴見区役所
- ・ 横浜市神奈川区役所
- ・ 横浜市西区役所
- ・ 横浜市中区役所
- ・ 横浜市港北区役所
- ・ 東京都環境局環境評価部
- ・ 東京都大田区まちづくり推進部環境保全課
- ・ 東京都大田区特別出張所（18 箇所）
- ・ 東京都品川区環境清掃事業部環境課
- ・ 東京都品川区太井第一地域センター
- ・ 東京都品川区八潮地域センター
- ・ 川崎天然ガス発電所株式会社川崎事務所

環境影響評価方法書の公告縦覧で提出された意見の概要と当社の見解

No.	提出された意見	当社の見解
1	資源の節約や省エネルギーが世界的に叫ばれているなか、そもそも新たな発電所が必要なのかどうか、電力需用の見通しを中心に基本計画について慎重に検討すべきである。	資源エネルギー庁が発表している「平成 14 年度供給計画について」では、今後の電力需要の見通しについて、今後 10 年間の需要電力量の年平均伸び率は、省エネ効果も勘案した上で 1.4%と予想されています。したがって、今後も電力需要に対応するために、新たに発電所を建設する必要があると考えています。 当社の発電設備は、高効率の天然ガスコンバインドサイクル方式を採用します。この方式を採用することで、省エネルギー・省資源に繋がり、加えて燃料に天然ガスを使用することで、他燃料に比べて二酸化炭素の排出量を削減でき、京都議定書の削減目標を達成するために政府が定めた「地球温暖化対策推進大綱」に整合するものと考えています。
2	いまま大気汚染公害など環境破壊が深刻な、川崎南部の地域に立地を計画することについて、ただ単に「環境への影響を少なくする」という理由だけではいけない。多大な犠牲者を発生させている公害都市としての歴史を深く認識すべきである。	川崎市南部においては、戦前戦後にかけて大規模工場の操業が相次ぎ、加えて新たな道路網の開通に伴う自動車交通量の増大により、大気汚染問題が極めて深刻になりました。また、これらの影響により、多くの方々が公害病にかかり、現在も多くの公害病認定患者の方々がおられることを認識しております。 本事業では、環境影響評価法及び電気事業法に定める環境影響評価制度に則り、立地環境特性を踏まえ、環境影響評価を行い、建設計画に反映していく考えです。
3	自然の生態系及び健康被害について調査するとともに、これを指標とした影響評価も行なうこと。	自然の生態系の調査については、環境影響評価法に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握した上で、事業特性及び地域特性から環境影響評価項目として選定する必要があるかを検討しました。この結果、本事業については、工業専用地域の製油所跡地を利用する等の立地環境特性から、評価項目として選定しておりません。 また、環境基本法において、環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められていますので、環境影響評価にあたっては同基準を指標とすることで考えています。

環境影響評価方法書の公告縦覧で提出された意見の概要と当社の見解

No.	提出された意見	当社の見解
4	人口密集地における、最悪の条件を予測した環境影響評価を行なうこと。	予測・評価にあたっては、これまでの環境影響評価の実績からも信頼性が高いと認められているシミュレーションモデルを採用すると共に、さらに、専門家の方々の指導等も仰ぎながら、適切な手法にて行うことを考えています。
5	安易なシュミレーション計算に頼らず、十分安全率を見込んだものとする。計画地にあった、再現性のある風洞実験を実施すること。	
6	環境基準、とりわけ二酸化窒素については科学的根拠を有するものとして、「日平均値 0.04ppm 以下」を採用すること。	環境基準は「国民の健康で文化的な生活を確保するため」に「維持されることが望ましい基準」として定められていますので、環境影響評価にあたっては同基準を指標とすることで考えています。
7	計画地における二酸化炭素濃度の調査をおこない、これに見合った温暖化対策をとること。	二酸化炭素による影響は、地球的規模の温暖化に関わる問題ではありますが、計画地における排出から地球温暖化影響の評価をすることは困難と考えています。したがって、燃料使用量から二酸化炭素の排出量を算定し把握しますが、環境濃度測定の実施は考えておりません。 一方、当社が計画している高効率の天然ガスコンバインドサイクル発電は、京都議定書の削減目標を達成するために政府が発表している「地球温暖化対策推進大綱」にも整合するものであり、地球温暖化対策に沿った事業と考えています。
8	川崎市民に対して、十分な理解と合意を得ることを前提とすること。	川崎市民を始めとする関係地域の皆様には、方法書の縦覧及び方法書への意見書、並びに準備書の縦覧、住民説明会及び準備書への意見書という手続きを通じて十分にご説明に努め、ご理解をいただけるよう進めてまいります。